

報道解禁	放送	5月10日17時～
	新聞	5月11日朝刊～

記者発表資料
平成30年5月7日

担 当	大垣市 経済部 商工観光課 課長：中川 主幹：小塩 産業振興室 室長：清水 主幹：前澤、北島 大垣市 総務部 課 税 課 課長：田中 主幹：松井、三宅
連絡先	産業振興室 TEL 0584-47-8609 (直通) 課 税 課 TEL 0584-47-8158 (直通)

設備投資に係る新たな固定資産税の特例について

1 趣 旨

本年5月に、革新的な技術やサービスの開発を促し、産業競争力の強化を目指すことを目的とした「生産性向上特別措置法」が成立する見込みです。

これにより、本年度から平成32年度までの3年間で集中投資期間と位置付け、中小企業の生産性革命の実現のため、設備投資の支援措置として、地方税法に基づき、償却資産に係る固定資産税を軽減する特例措置が実施されます。

今回の特例措置の実施の判断は、各自治体に委ねられており、特例割合については、ゼロから2分の1の間で、自治体が条例で定めることとなっています。

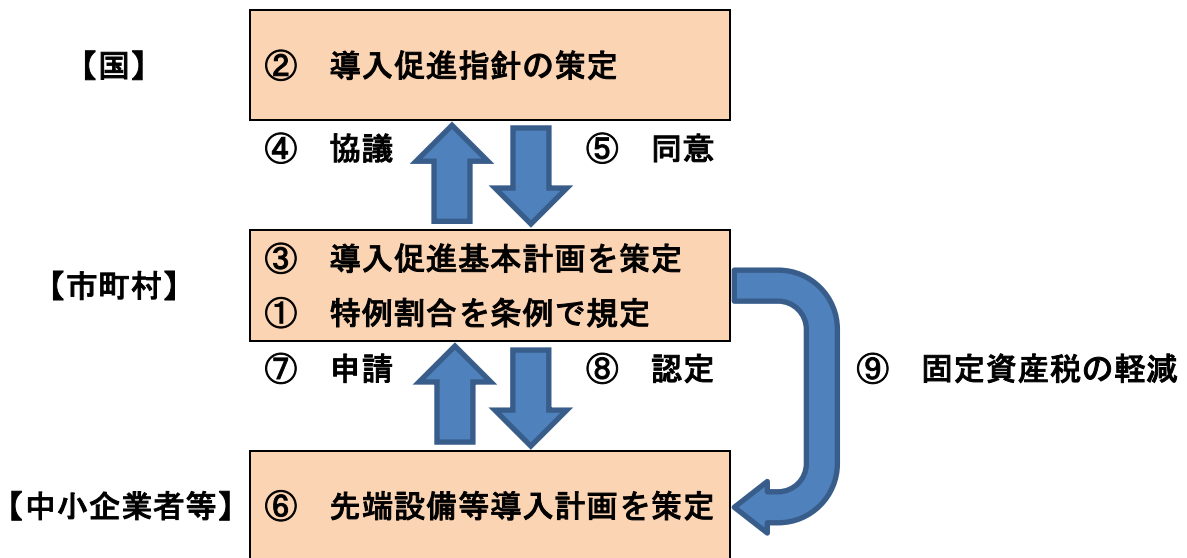
本市においても、大垣市税条例の一部改正を行い、中小企業が生産性向上に資する新たな設備投資を導入した場合には、当該償却資産に係る固定資産税を「ゼロ」とする特例措置を実施します。

2 特例措置の概要

区分	内容
① 措置内容	対象設備の固定資産税（償却資産）をゼロから2分の1の間で軽減
② 実施市町村	導入促進基本計画を作成し、国の同意を受けた市町村
③ 対象事業者	中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等。）のうち、先端設備等導入計画を策定し、市の認定（労働生産性平均3%以上向上、市計画に合致）を受けた者（大企業の子会社除く。）

区分	内容
④ 対象設備	<p>生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備</p> <p>【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置（160万円以上/10年以内） ・ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ・ 器具備品（30万円以上/6年以内） ・ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） <p>※ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。 中古資産でないこと。</p>
⑤ 適用期間	<p>施行日から平成33年3月31日（平成32年度末）までに取得される設備</p>

3 軽減を受けるためのスキーム



5 今後のスケジュール（予定）

とき	内容
平成30年5月	生産性向上特別措置法の成立（予定）
	大垣市税条例の一部改正（課税標準の特例割合を「ゼロ」と規定）
7月	国による導入促進指針の策定
	市による導入促進基本計画の策定及び国による同意
	企業による先端設備等導入計画の策定